

規制改革会議 御中

## 「改定貸金業法運用上の課題整理」

2008.8.6

株式会社クレディセゾン



# 改定貸金業法の施行状況について

## 【改定貸金業法の施行状況について】

・貸金業法は2007年12月公布をうけ、段階的施工の途上である。2009、2010年には本格的な運用施行を実施するスケジュールである。現時点までの施行状況、一部の社会環境の変化を踏まえ、今般の法改定が、意図した主旨を実現する方向性であるかの検証、課題の整理を行う。

### 法改定の目的

多重債務者の増加を深刻な課題と捉え、その問題解決において抜本的かつ総合的な対策を講じる

### 【施行スケジュール】

①2007年1月	罰則強化	施行済
②2007年12月	取立規制強化 業務改善命令導入 新貸金業協会設立 自主規制ルール強化	
③2009年6月	貸金業務取扱主任者試験 開始 貸金業者財産的基礎引上げ(2000万円) 指定信用情報機関制度	今後 施行
④2010年6月	みなし弁済制度廃止 出資法上限金利引下げ 総量規制導入 事前書面交付義務導入 貸金業者財産的基礎引上げ(5000万円)	

## 改定貸金業法主要施行項目の内容について

項目	実施時期	内容
上限金利の引き下げとみなし弁済制度の撤廃	2010年6月	出資法の上限金利(年29.2%)を利息制限法まで引き下げ、グレーゾーン金利を廃止する a. 10万円未満・・・年20% b. 10万円以上100万円未満・・・年18% c. 100万円以上・・・年15%
総量規制	2010年6月	総借入残高が年収の1/3を超える個人顧客への貸付を規制
返済能力調査	2010年6月	・指定情報機関の利用 ・下記①、②に該当する貸付の場合には年収等の資料(*)を所得しなければならない。 ①自社からの借入れが50万円超の場合 ②総借り入れ残高が100万円以上の場合 * 年収等の資料・・・a. 源泉徴収票、b. 支払調書、c. 給与の支払明細書
リボルビング契約	2010年6月	最低返済額を業界自主ルールとして定める 途上与信として自社で1ヵ月に5万円以上の貸付が発生した場合、あるいは3ヵ月ごとに年収の1/3を超過していないかを調査しなければならない。
行為規制	2007年12月 2010年6月	取立行為 書面交付義務、説明義務
やみ金融に対する罰則強化	2007年12月	不正手段による登録、無登録営業、名義貸しについて最高刑を懲役10年、罰金3000万円としている。(法人両罰は1億円) 109.5%超の利息を契約、受領、要求したときは最高刑は懲役10年、罰金3000万円。

## 改定貸金業法の課題整理の必要性について

### 【なぜ、この時期に貸金業法の検証を行うのか？】

#### (1) 実際の企業の取組状況とその状況把握

- ・総量規制は実質的に前倒しでの実施を求められており、入会審査の時点では既に取り入れている企業が多い。
- ・また「貸出金利の引き下げ」は多くの企業が新規貸出では取り入れ、既存会員へ適用している企業も増えている。
- ・このような動きから、貸金業法の各制度が多重債務者の減少に繋がっているかを確認することが可能。

#### (2) 改定貸金業法上の「見直し規定」に向けた対応

- ・上記(1)の環境把握を踏まえ、貸金業法に盛り込まれた、見直し規定に繋げていく。

#### ———見直し規定の目的———

「上限金利の引下げ」、「総量規制」等の規制内容が多重債務者の減少に繋がらない場合は見直しを行う必要性があること。

## 検証すべき事項について

(1)改定貸金業法が「目的としていること」が達成されたか

- ①多重債務者の減少
- ②企業/消費者双方の需要/供給ニーズが満たされた健全な貸金マーケットの醸成
- ③正常な貸金の利用者にとっては利便性の高い、商品提供のスキーム構築

上記3点が消費者にとって、期待通りの成果を成し遂げられているか検証する。

(2)景気、消費環境への影響がないか

- ・サブプライムローン問題が契機となって、グローバルな景気後退局面に入っている
- ・上記環境下、貸金業法が「消費環境」や「海外からの日本への投資」について、悪影響を与えるべきではないと考え、そのような事象が起っていないかについても検証する必要がある。

(3)具体的検証項目

- ◆貸付上限金利の引き下げ
- ◆総量規制(過剰貸付の抑制)
- ◆やみ金融に対する罰則強化
- ◆返済能力調査/リボルビング契約(過剰貸付の抑制)
- ◆行為規制

※過払利息返還に対する対応について

# 貸付上限金利の引き下げについて

## 【状況把握】

### (1) 法による一律の金利引下げの弊害

消費者の収入や資産、家族構成(世帯収入)、勤務先は常に変化する。企業は、貸し出しを行うために消費者の状況にあわせた貸付金利や貸付金額を調整することにより多くの消費者にサービスを提供できる。法による一律の金利の引き下げの実施は貸金企業側の供給コントロール手段の規制となる。

### (2) 与信厳格化の流れ

金利の引下げは企業が許容できるリスクの範囲を狭め、結果として与信の厳格化につながり信用収縮を引き起こす。

### (3) 消費者金融大手における信用収縮の実態

次ページの「表①～⑤」より金利引下げにより貸金企業が取れるリスクの範囲が大幅に制約され与信率は10～20%前年対比下がっている。また貸金企業数は20～30%で減少している。これらの減少は貸金を利用している人が減少しているのはもちろんであるが、一方では「正規の金利で借りられない消費者」と「正規の金利で貸し出しができない貸金企業」が生まれ、今までのような年利1000%のような法外な金利ではなく「ソフトやみ金融」なる市場が誕生しているものと思われる。

## 【対応の方向性】

①市場の競争原理に基づく貸出金利の設定

②今後の調達金利の環境(現状の低金利は将来的な打開環境)を鑑みた変動金利的な金利上限の設定

# 貸付上限金利の引き下げについて

◆消費者金融大手4社の新規貸付計数(表①) (単位:件、%)

	2007年 1月～3月	2007年 4月～6月	2007年 7月～9月	2007年 10月～12月
受付件数 (前比)	423,588 88.3	419,193 95.7	377,186 88.3	355,550 87.0
新契約件数 (前比)	187,639 61.9	170,509 66.1	156,985 65.3	141,885 69.8
成約率 (前差)	44.3 -18.9	40.7 -18.2	41.6 -14.6	39.9 -9.9

※各社公表資料より当社作成

◆クレジットカード業消費者金融業務取扱高実績(表②) (単位:百万円、%)

	2007年4月	2007年5月	2007年6月	2007年7月
取扱金額 (前比)	477,078 91.1	508,121 91.3	470,345 91.7	447,601 90.1
	2007年8月	2007年9月	2007年10月	2007年11月
取扱金額 (前比)	467,955 90.2	480,865 90.9	480,198 90.7	486,977 91.4
	2007年12月	2008年1月	2008年2月	2008年3月
取扱金額 (前比)	427,136 91.4	425,698 91.0	435,531 92.5	462,761 92.0

※出典:経済産業省

◆主要消費者金融会社、クレジットカード会社の貸付金利引下げ対応(表③)

消費者金融			クレジットカード会社		
企業名	実施時期/対応範囲	適用利率	企業名	実施時期/対応範囲	適用利率
武富士	2008年1月 〈新規契約分のみ〉	9.125～18.0%	三菱UFJニコス	2007年4月 〈既存含む(一部新規のみ)〉	18.0%
アコム	2007年6月 〈新規契約分のみ〉	7.7～18.0%	三井住友カード	2007年1月 〈既存含む(一部新規のみ)〉	18.0%
プロミス	2007年12月 〈新規契約分のみ〉	7.9～17.8%	JCB	2007年6月 〈既存含む(一部新規のみ)〉	18.0%
アイフル	2007年8月 〈新規契約分のみ〉	6.8～18.0%	クレディセゾン	2007年6月 〈既存含む〉	18.0%

※クレディセゾン作成

◆貸金業の企業数(表④) (単位:件、%)

	2004年	2005年	2006年	2007年
貸金業者数 (前比)	18,005 75.9	14,238 79.1	11,832 83.1	9,115 77.0

※出典:金融庁

◆消費者金融大手4社の信用供与残高(表⑤) (単位:百万円、%)

	2007年 1月～3月	2007年 4月～6月	2007年 7月～9月	2007年 10月～12月
信用供与残高 (前比)	19,230,193 95.3	18,034,533 90.0	17,516,612 88.5	17,057,488 87.5

※各社公表資料・消費者信用冊子より当社作成

# 総量規制について

## 【状況把握】

### (1)すべての借入を捕捉していない総量規制制度

多重債務者を減少させるためには、すべての借入れの総額を把握し制限することが必要となる。貸金業者のみの借入れを対象とし、銀行からの借入れや、不動産、自動車購入に関する借入れ等を対象外としてしまっはすべての借入れを捕捉できていない。

### (2)現状の消費者ローンの利用者は「銀行からの借入れ」、「親類、知人」との重複借入が多い

消費者金融を利用している人の30%程度は銀行のカードローンも利用しているし、親類、知人からの借入れを行っている人も25%程度はいると言われている。これらは貸金業法の規制の対象とならない借入れであり、個人のプライバシーに関わるものもある。プライバシーを無視して、「総量」を把握できると考えることに無理がある。

### (3)広範囲な総量規制による貸金マーケットからの離脱者の発生

年収の1/3という規制は現在、借入れのある消費者の40~50%の人が当てはまると言われている。大手消費者金融の毎年の期末残高に対する当該年の貸し倒れ率は8%程度と2桁にも至っていないことから規制の範囲が広すぎる。

## 【対応の方向性】

①消費者を一律の総量規制制度でコントロールするのではなく、消費者の年収等に応じた柔軟な対応が必要

# 総量規制について

## ◆総量規制の対象除外、例外項目(表⑥)

除外	例外
不動産の建設、購入、改良に必要な貸付 自動車購入 高額療養費 手形割引	有価証券担保貸付 不動産担保融資 個人に一方的に有利になる借換契約 (いわゆるおまとめローン) 緊急の医療費 配偶者と合わせた年収1/3以下の貸付 個人事業主への貸付 新たな事業を営むための貸付

## ◆消費者金融大手4社(2006年までは5社)の貸倒れ関連費用(表⑦) (単位:億円、%)

	2004年	2005年	2006年	2007年
期末貸出残高 (a)	63,888	63,704	58,091	47,168
貸倒関連費用 (b)	4,387	4,628	7,432	3,767
(b/a)	6.9	7.3	12.8	8.0

※各社公表資料より作成

# やみ金融の罰則強化について

## 【状況把握】

### (1) 法外な利率設定をするやみ金の減少

金融庁統計の貸金業者に係る苦情等の件数は平成19年度15千件(前比78.5%)と大幅に減少しており、貸金業改定に伴う罰則規定の強化が一定の効果을あげている。

### (2) 厳しい経営環境が貸金業者をアンダーグラウンド化させる

他方、貸金業者は、上限金利の引下げを潜脱するため、「20~50%の金利で20~30万円を繰り返し貸すソフトやみ金融」という新しいやみ金融を生み出した。

### (3) 貸金利用者の行き詰まり

利用者においても、一時代前のやみ金のように年1000%にも達する利率での貸金ではないため、ソフトやみ金を利用する意向を持ってしまう。

### (4) 統計にあらわれないソフトやみ金

これらのソフトやみ金、従来からのやみ金を使用している人を把握することは実態としては難しい。

## 【対応の方向性】

### ・やみ金融を必要とするニーズをなくす…市場原理に基づく健全な貸金マーケットの構築

やみ金融を排除するために罰則を強化することは一定の効果的はある。しかし根本的には消費者がやみ金融を必要とするニーズをなくすことが必要である。やみ金融に行く必要がないということは健全な貸金企業から、その消費者に見合う金利、金額、期間でのそのサービスを楽しむことに他ならない。貸金企業には市場原理の競争に基づいていかに消費者へのリーズナブルな価格の提供により取捨選択される環境を構築するかを考える必要がある。

## そのほか事項について

### 返済能力調査/リボルビング/行為規制について

#### (1) 返済能力を把握する手法の限界

返済者の返済余力は総貸付額のみで決まるものではなく、利用用途、収入の将来も含めた目的、計画性、同居家族の収入などを総合的に配慮することが必要である。また、当初からの取引実績など支払い能力を判断する他の手段の考慮が必要。3ヶ月ごとに年収の3分の1のチェックをし、杓子定期的に与信の管理をするだけでは消費者の実際のニーズを損なう恐れがある。

#### (2) 収入証明だけでは図れない貸金の必要性

総量規制の例外として個人事業主があげられている。申告書では赤字でも、実際のキャッシュフローは回転しており、そのために必要な借入れも存在する。収入証明だけでは支払余力の判断に充分であるとはいえないし、事業の血脈を断ってしまう可能性がある。

#### (3) 業務コストのサービス価額への転嫁の懸念

また、上記に掲げた返済能力の把握を貸金企業が行うには煩雑、高頻度な業務対応が必要なこととなり、その経費コストは自ずと商品価額に転嫁されることとなる。つまるところ貸付上限金利の引き下げ、総量規制の対応とあいまって貸金企業がリスクが取れる範囲がさらに狭くなり、正規の貸金市場でのサービスの利用者を減少させることとなる。

#### (4) 消費者ニーズに見合う書面交付

行為規制は貸金業者の健全な運営を目的とするものである。消費者からみて契約時に交付すべき書面の記載内容などが詳細すぎて消費者にとってわかりやすいか検討が必要である。

# 過払利息返還の影響について

## 【状況把握】

### (1) 現状の過払利息返還の制度は収斂先が見えない

消費者金融大手4社の実績からも2007年度実績で営業収益の13%(実額1350億円)を構成する。最高裁の判例に基づき各貸金企業とも対応を行っているが、現時点においては完全な収束の動向は見えていない。本運用においては、返還対象範囲が際限なく、貸金マーケットの秩序が安定しない。

### (2) 健全な企業運営の計画構築

貸金業自体、秩序が安定しなければ消費者に安定したサービスを提供できない。市場の健全化を図るためにも、まずは経営的観点から企業が健全な計画を立てられることが必要と考える。

健全な貸金企業が投資家からきちんとした評価を受け健全な資本調達が可能な環境を構築することも必要。それを礎とし今後の各貸金業者が、消費者を向いたサービスの提供を行うこと。

## 【対応の方向性】

① 過払利息返還請求について期限を切って、秩序の安定を図る。

## (1) 多重債務者の潜在化

自己破産者は平成15年をピークに若干減少している。しかしソフトやみ金融の伸長などにより、債務者の状態が潜在化してしまい、多重債務者が減少しているかわかりにくくなっている。

### ◆自己破産申請数

(単位: 件、%)

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
申請件数	160,340	213,911	249,607	216,136	186,919	166,527
(前比)	113.4	133.4	116.7	86.6	86.5	89.1

※裁判所「司法統計」資料より当社作成

## (2) 景気・消費への悪影響

サブプライム問題に端を発して、「外需・低利・円安」で支えられていた日本の景気が後退局面に入った。貸金業法の完全施行により消費者のニーズに応えられず、景気に影響する懸念が出ている。

## (3) 貸金業者の育成

金利引下げ、総量規制により正規の貸金業者が消費者のニーズに応えられず、やみ金融を蔓延させる結果となっている。むしろ競争原理により正規の貸金業者を育成することが必要。